

農地を売買または賃貸借する場合、農地法第3条の許可が必要です

## ▼ 農地法第3条許可申請の流れ

- ・ 農業委員会では皆様からの相談に対し、その内容に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理時間を概ね4週間としています。  
(ただし、受付から4週間以内に総会を開催する場合は、次に開催する総会での審議となります。)
- ・ 提出された申請書の審査により訂正等がある場合、又は季節や災害等により現地確認が困難な場合は上記処理時間どおりではないことがありますのでご了承ください。

### ○ 申請から許可書交付までの流れ

